

袋井市シルバーワークプラザに係る指定管理者の候補者の 選定結果について

袋井市シルバーワークプラザの次期指定管理者を選定するため、令和5年9月20日に袋井市指定管理者選定委員会を開催し、提出書類による審査を行った。この結果、公益社団法人 袋井・森地域シルバー人材センターを指定管理の候補者として選定した。

1 指定管理施設の概要

(1) 施設の名称・所在地

名称 袋井市シルバーワークプラザ
所在地 袋井市久能1287番地の1

(2) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

2 申請者

名称 公益社団法人 袋井・森地域シルバー人材センター
所在地 袋井市久能1287番地の1
代表者 理事長 永田 進

3 事業提案等の審査

(1) 審査項目及び選定結果

審査は、申請者の提案内容を審査項目ごとに評価し、指定管理者にふさわしい能力を有することが確認できたことから、候補者として選定した。

審査項目・内容	配点	得点
1 応募者に関する項目 (1) 財務状況は良好か (2) 管理・運営を適切に行うに足る人材、技術力を有しているか (3) 類似施設の維持管理実績はあるか	30	25.4
2 施設管理に関する項目 (1) 施設の目的を十分に理解し、その目的を達成できる現実的な方針となっているか (2) 個人情報保護、職員の守秘義務等の徹底が図られているか (3) 危機管理の必要性を十分に理解し、危機管理対策が取られているか (4) 施設・設備の維持管理は適切に行われるか (5) 樹木等植物の維持管理は適正に行われるか	30	22.3

審査項目・内容	配点	得点
3 施設運営に関する項目 (1) 施設の利用者を考慮した考え方が示されているか (2) 施設運営に対し、意欲的で、現実的・具体的な提案がされているか (3) 利用者の安全確保に十分努めているか (4) 市民の公平な施設利用の体制が確保されているか	30	22.6
4 収支予算に関する項目 (1) 適切な収支のバランスがとられているか	10	6.3
合 計	100	76.6

※点数は、委員7名の合計点（700点）を、100点満点あたりに換算した評点の合計

(2) 選定理由

申請者からは、施設の設置目的及び市の要求する水準を理解した事業計画書が提出され、合計で適格とする60%以上の評点を得た。特に、以下の点において高い評点を得た。

ア 公益社団法人袋井・森地域シルバー人材センターの財務状況が良好であることに加え、指定管理者として当該施設の管理方法等を熟知しており、これまでの経験を活かした施設の利活用が期待できる。

イ 個人情報の保護について、管理体制の基本方針や個人情報の取り扱い手順等特定個人情報事務取扱規程を設け、個人情報の保護、職員の守秘義務の徹底が図られている。また、危機管理の必要性を十分に理解し、災害等管路マニュアルに基づき、安全管理や危機管理体制が構築されている。

ウ 当該施設の配置図・平面図を玄関に設置することや、施設を清潔に保つことで利用者が利用しやすい環境を整えるとともに、万が一発生した事故等については、安全推進委員会で検証し再発防止に努めることが確認できた。

エ 市民の公平な施設利用のため、アンケート調査を実施し、利用者の要望を把握し、サービスの向上に努めるなど、利用者ニーズの把握に的確に対応するための具体的な方法が示されている。

5 今後の予定

指定管理者の候補者は、本年11月市議会の議決を経て、指定管理者として指定される。